

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第27号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（地域振興局長への委任）</p> <p><b>第3条の3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(351) (略)</p> <p>(352) 都市計画法第81条第3項の規定により、<u>公示すること。</u></p> <p>(353)～(544) (略)</p> <p><u>(545) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第38条第1項の規定による完了又は廃止の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(546) 特定都市河川浸水被害対策法第38条第2項の規定により、完了検査をすること。</u></p> <p><u>(547) 特定都市河川浸水被害対策法第38条第3項の規定により、標識を設けること。</u></p> <p><u>(548) 特定都市河川浸水被害対策法第38条第6項(同法第45条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、損失を補償すること。</u></p> <p><u>(549) 特定都市河川浸水被害対策法第38条第7項(同法第45条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、損失を受けた者と協議すること。</u></p> <p><u>(550) 特定都市河川浸水被害対策法第38条第8項(同法第45条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、裁決を申請すること。</u></p> <p><u>(551) 特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、監督処分をすること。</u></p> <p><u>(552) 特定都市河川浸水被害対策法第41条第2項の規定により、あらかじめ公告して必要な措置を行い、又は行わせること。</u></p> <p><u>(553) 特定都市河川浸水被害対策法第41条第3項の規定により、公示すること。</u></p> <p><u>(554) 特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項の規定により、職員に立入検査をさせること。</u></p> <p><u>(555) 特定都市河川浸水被害対策法第43条第1項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。</u></p> <p><u>(556) 特定都市河川浸水被害対策法第43条第2項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。</u></p> <p><u>(557) 特定都市河川浸水被害対策法第45条第1項の規定により、標識を設けること。</u></p> <p><u>(558) 特定都市河川浸水被害対策法第53条第3</u></p>	<p>（地域振興局長への委任）</p> <p><b>第3条の3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(351) (略)</p> <p>(352) 都市計画法第81条第3項の規定により、<u>標識の設置及び公示をすること。</u></p> <p>(353)～(544) (略)</p>

項の規定により、土地の所有者の同意を得ること。

(559) 特定都市河川浸水被害対策法第54条第1項の規定により、標識を設けること。

(560) 特定都市河川浸水被害対策法第54条第4項の規定により、損失を補償すること。

(561) 特定都市河川浸水被害対策法第54条第5項の規定により、損失を受けた者と協議すること。

(562) 特定都市河川浸水被害対策法第54条第6項の規定により、裁決を申請すること。

2・3 (略)

4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(136)の67 (略)

(137) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第18条第38項第1号の規定により、検査済証の交付を受けるまでの建築物の仮使用の認定をすること。

(138)～(187) (略)

(188) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知書の交付を受けること。

(189)～(207) (略)

(208) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知書の交付を受けること。

(209)～(213) (略)

(214) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第7条の規定により、必要な指導及び助言をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物を除く。次号から第221号まで及び第229号において同じ。)

(215) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項及び第2項の規定により、計画の判定をすること。

(216) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項から第5項までの規定により、通知書を交付すること。

(217) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項及び第3項の規定により、計画の判定をすること。

(218) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項から第6項までの規定により、通知書を交付すること。

2・3 (略)

4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(136)の67 (略)

(137) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第18条第24項第1号の規定により、検査済証の交付を受けるまでの建築物の仮使用の認定をすること。

(138)～(187) (略)

(188) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。

(189)～(207) (略)

(208) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。

(209)～(213) (略)

(214) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物を除く。次号から第231号まで及び第242号において同じ。)

(215) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項及び第2項の規定により、計画の判定をすること。

(216) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項から第5項までの規定により、通知書を交付すること。

(217) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項及び第3項の規定により、計画の判定をすること。

(218) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第4項から第6項までの規定により、通知書を交付すること。

(219) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(220) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを要請すること。

(221) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(222) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場

(219) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(220) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを要請すること。

(221) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第3項の規定により、計画の写しを受理すること。

(222) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第1項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。

(223) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第2項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

(224) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定により、協議を求めること。

(225) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(226) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項の規定により、届出を受理すること。

(227) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第2項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。

(228) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第3項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

(229) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第2項の規定により、通知を受理すること。

(230) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第3項の規定により、協議を求めること。

(231) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第21条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場

等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第228号まで及び第230号において同じ。)

(223) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第3項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画を建築主事に通知すること。

(224) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。

(225) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知書の交付を受けること。

(226) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。

(227) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定により、必要な措置を命ずること。

(228) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(229) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定により、書面を交付すること。

(230) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定により、書面を交付すること。

5～12 (略)

(福祉事務所長への委任)

**第6条** 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)

等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。)

(233) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第3項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画を建築主事に通知すること。

(234) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。

(235) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。

(236) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。

(237) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第38条の規定により、必要な措置を命ずること。

(238) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(239) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

(240) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。

(241) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(242) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定により、書面を交付すること。

(243) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、書面を交付すること。

5～12 (略)

(福祉事務所長への委任)

**第6条** 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第3項の規定による保護の要否、種類、程度及び

の規定による保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを通知すること。

(1)の2～(8)の2 (略)

(8)の3 生活保護法第55条の5第1項の規定により、進学・就職準備給付金を支給すること。

(8)の4～(12) (略)

(12)の2 生活保護法第76条の2の規定による損害賠償の請求権を行使すること。

(13)～(15)の2 (略)

(15)の3 生活保護法第78条第3項の規定により、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費の費用の額等を徴収すること。

(16)～(26) (略)

(児童相談所長への委任)

**第7条** 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)～(12) (略)

(13) 児童福祉法第33条第2項、第18項及び第20項の規定により、一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。

(13)の2～(39) (略)

(保健所長への委任)

**第8条** 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(94)の4 (略)

(94)の5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定による措置入院者の症状消退届を受理すること。

(95)・(95)の2 (略)

(95)の3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条第1項から第3項までの規定により、精神障害者を精神科病院に移送すること。

(95)の4 (略)

(95)の5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第4項の規定により、措置入院者を退院させること。

(95)の6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第5項の規定により、措置入院者を退院させること。

(96)～(99) (略)

(99)の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第7条第5項又は第9条第2項の規定により、新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

(99)の3 (略)

方法を決定し、これを通知すること。

(1)の2～(8)の2 (略)

(8)の3 生活保護法第55条の5第1項の規定により、進学準備給付金を支給すること。

(8)の4～(12) (略)

(13)～(15)の2 (略)

(15)の3 生活保護法第78条第3項の規定により、就労自立給付金費又は進学準備給付金費の費用の額等を徴収すること。

(16)～(26) (略)

(児童相談所長への委任)

**第7条** 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)～(12) (略)

(13) 児童福祉法第33条第2項、第9項及び第11項の規定により、一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。

(13)の2～(39) (略)

(保健所長への委任)

**第8条** 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(94)の4 (略)

(95)・(95)の2 (略)

(95)の3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条第1項又は第3項の規定により、精神障害者を精神科病院に移送すること。

(95)の4 (略)

(96)～(99) (略)

(99)の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号、第99号の4において「政令」という。)第7条第5項又は第9条第2項の規定により、新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

(99)の3 (略)

(99)の4 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和58年新潟県規則第29号)第26条第4項の規定により、政令第9条第1項に規定する障害等級に該当しない旨の通知

<p>(100)～(271) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。</p> <p>(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）<u>第22条の3第1項</u>の規定により、<u>第1種大麻草採取栽培者</u>その他の関係者から必要な報告を求め、又は職員に立入検査若しくは収去をさせること。</p> <p>(1)の2～(21) (略)</p>	<p><u>をすること。</u></p> <p>(100)～(271) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。</p> <p>(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）<u>第21条第1項</u>の規定により、<u>大麻草栽培者</u>その他の関係者から必要な報告を求め、又は職員に立入検査若しくは収去をさせること。</p> <p>(1)の2～(21) (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の3第1項第352号の改正、同項に18号を加える改正、第8条第1項第99号の2の改正及び同項第99号の4を削る改正 公布の日
- (2) 第7条の改正 令和7年6月1日